

別紙2

「重点密集市街地」において現在既に、実施、予定又は構想されている施策の状況

施 策 名	密集住宅市街地整備促進事業	101 地区
	住宅地区改良事業	20 地区
	小規模住宅地区改良事業	3 地区
	住宅市街地整備総合支援事業	14 地区
	市街地再開発事業	3 地区
	防災街区整備事業	1 地区
	土地区画整理事業	21 地区
	都市防災総合推進事業	22 地区
	街路事業	72 地区
	沿道区画整理型街路事業	1 地区
	公園事業	6 地区
	規制誘導策(特定防災街区整備地区、地区計画等)	21 地区
	地方公共団体独自の改善策*	124 地区
	その他(住宅宅地関連公共施設等総合整備事業等)	31 地区
合 計	280 地区	

*： 東京都建築安全条例による新防火規制(東京都)、いえ・みち まち改善事業(狭あい道路拡幅整備及び木造住宅耐震改修と各種事業・規制誘導等を段階的に組み合わせるもの)(横浜市)等

注： 同一地区において複数の施策が実施、予定又は構想されている場合があり、本表の各施策毎の地区数は、各施策が実施、予定又は構想されている地区数を集計したものである。合計欄は重複を除いたものであり、単純合計とは一致しない。